

福島県立相馬支援学校高等部生徒心得

目的 高等部生徒が安全で充実した学校生活の中で、勉強やスポーツ等に取り組み、社会参加に向けた知識・技能・態度を育むために必要な決まりを定める。

1 学習に関すること

- ① 真面目な態度で授業に参加し、積極的に活動する。
- ② 時間を守り、教室の移動や学習の準備は授業開始時刻までにする。
- ③ 授業開始、終了の時には、礼儀正しく挨拶をする。
- ④ 授業の妨げになるような行為はしない。
- ⑤ 遅刻・欠席する場合は、理由を保護者から学校へ連絡する。
- ⑥ 体調不良で、授業を離れる場合は、担任（授業担当者）に申し出る。

2 服装・頭髪に関すること

【制服】

- ① 上衣、ズボン、ネクタイ、スカート、リボンは本校指定のものとする。Yシャツは白色とし、スカートの丈は膝の中心に合わせる。（自己判断で切ったり、短くしたりせず、正しい服装を心がける。）
- ② 肌着（Tシャツ）は白等の目立たないものとする。

【運動着】

- ① Tシャツ、ジャージ（上下）、ハーフパンツは本校指定のものとする。
- ② Tシャツに関しては、夏季に本校指定以外のものを着用する場合、白、紺、黒の無地またはワンポイント等の派手でないものは可とする。（指定のTシャツに近いものが好ましい。）

【ベルト】

黒色を基調とし、柄とも派手でないものとする。

【防寒着】

- ① コート類は、黒、紺、茶、グレー、白系等の派手でないものとする。
- ② ブレザーや運動着の中に、補助防寒着を着用する場合は、黒、紺、茶、グレー、白系の派手でないものとし、裾や袖口から外に出ないものとする。
- ③ 授業中のネックウォーマーの着用は控える。

【靴下】

- ① 男女とも黒または紺、白とする。
- ② 女子のストッキングは、黒またはベージュ系で、無地とする。

【頭髪】

- ① 男子は、両耳が見える程度の長さで、清潔感が保たれる髪型とする。
- ② ヘアゴムは細いもので、髪の毛の色に近い色とし、髪どめ等装飾性の高いも

のは禁止とする。

【その他】

- ① 登校靴、上履き、バック等は特に指定はないが、色、柄、形とも派手でないものとする。
- ② パーマ、マニキュア、染髪、化粧は禁止とする。
- ③ 香水、コロン等の使用は禁止とする。整髪料については寝ぐせを直す程度とする。

※やむを得ない理由によって、本校指定の服装や運動着を着用できない場合は校長に申し出ることとする。

3 学校生活に関すること

- ① 登校してから始業8時20分までには、教室で待機している。
- ② 放課後16時以降残る場合は、事前に下校方法、時間を担任に申し出る。
- ③ 学校において挨拶を励行する。
- ④ 登校してから無断で、学校から外出することを禁止する。ただし、外出用件がある場合には、校長の許可を得る。
- ⑤ 学校の公共物を破損したときは、直ちに校長に届ける。
- ⑥ 学校に不必要な金銭や貴重品及学習に関係のない物（ゲーム等の遊具、刃物等危険な物、漫画、化粧品等を含む装飾品）の持ち込みは原則禁止とする。
- ⑦ 携帯電話について
 - ・携帯電話は、原則校内への持ち込みは禁止とする。ただし、「携帯電話持ち込み許可願い」を申請し、校長から携帯電話持ち込みの許可を受けた場合のみ認める。
 - ・特別な事情を除いて、校地内での使用は認めない。

4 交通安全に関すること

- ① 通学について
 - ・交通規則や公共機関利用のルール、マナーを守る。
 - ・寄り道はせず、決められた時間、方法で通学する。
 - ・通学方法が変更になった場合は、必要な手続きを行う。
 - ・通学途中で不測の事態が発生した場合は、学校、保護者に直ちに連絡する。
 - ・自転車通学は、保護者の判断に基づき、自転車通学許可願いを申請し、校長が許可する。その際ヘルメットは必ず着用する。
- ② 原動機付自転車・自動二輪・普通自動車の運転免許の取得、電動キックボードの使用は原則禁止とする。

5 休業日（学校外）の生活に関すること

- ① 高校生としての節度をもった交友関係で、誤解を招く行動は避ける。
- ② 人格を尊重し、正しい言葉遣いで会話をする。
- ③ 外出に際しては、行き先を必ず保護者に伝え、身分証を携帯する。
- ④ 外出をする際は、保護者の同伴する場合を除き、午後5時までとする。
※午後10:00～午前5:00の外出は深夜徘徊で補導される。
- ⑤ 友達の家や保護者が許可しない場所での外泊は禁止とする。
- ⑥ カラオケ、娯楽場等への立ち入りは保護者同伴が望ましい。
(※カラオケ等の密室となる空間においては、原則保護者の同伴とする。ゲームセンター、ボウリング等においてはこの限りではない。)
- ⑦ アルバイトは原則禁止とする。

6 特別な指導に関すること

前項の規則を甚だしく守らなかった場合、特別な指導を行うことがある。

※指導にあたっては

- ① 高等部入学者オリエンテーション時に生徒心得を配布する。
- ② 始業式に保護者へ生徒心得を配布する。
- ③ 学部集会及び各学級において生徒への指導を徹底する。

7 附則

平成25年4月1日より施行する。

令和2年4月1日一部改正する。

令和3年4月1日一部改正する。

令和5年4月1日一部改正する。

令和7年4月1日一部改正する。